に係るものに限る。）を除く。）
ホ　第４部画像診断（通則第４号及び第６号に掲げる画像診断管理加算１、通則第５号及び第８号に掲げる画像診断管理加算２、画像診断管理加算３及び画像診断管理加算４、通則第７号に掲げる画像診断管理加算２（一部委託を行う場合）並びに区分番号Ｅ００３（３のイ（注１及び注２を含む。）に限る。）、Ｅ３００に掲げる薬剤（区分番号Ｅ００３（３のイ（注１及び注２を含む。）に限る。）に係るものに限る。）並びにＥ４０１に掲げる特定保険医療材料（区分番号Ｅ００３（３のイ（注１及び注２を含む。）に限る。）に係るものに限る。）を除く。）
ヘ　第５部投薬（除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）
ト　第６部注射（区分番号Ｇ０２０に掲げる無菌製剤処理料及び除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）
チ　第７部第２節薬剤料
リ　第８部第２節薬剤料
ヌ　第９部処置（区分番号Ｊ００１（５に限る。）、Ｊ００３、Ｊ００３－３、Ｊ００３－４、Ｊ００７－２、Ｊ０１０－２、Ｊ０１７、Ｊ０１７－２、Ｊ０２７、Ｊ０３４、Ｊ０３４－３、Ｊ０３８からＪ０４２まで、Ｊ０４３－６、Ｊ０４３－７、Ｊ０４５（３のイに限る。）、Ｊ０４５－２、Ｊ０４５－３、Ｊ０４７、Ｊ０４７－２、Ｊ０４９、Ｊ０５２－２、Ｊ０５４－２、Ｊ０６２、Ｊ０６２－２、Ｊ１１６－５、Ｊ１１８－４、Ｊ１２２（４から６までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２３からＪ１２８まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２９（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２９－２（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ３００に掲げる薬剤（区分番号Ｊ００１（５に限る。）、Ｊ００３、Ｊ００３－３、Ｊ００３－４、Ｊ００７－２、Ｊ０１０－２、Ｊ０１７、Ｊ０１７－２、Ｊ０２７、Ｊ０３４、Ｊ０３４－３、Ｊ０３８からＪ０４２まで、Ｊ０４３－６、Ｊ０４３－７、Ｊ０４５（３のイに限る。）、Ｊ０４５－２、Ｊ０４５－３、Ｊ０４７、Ｊ０４７－２、Ｊ０４９、Ｊ０５２－２、Ｊ０５４－２、Ｊ０６２、Ｊ０６２－２、Ｊ１１６－５、Ｊ１１８－４、Ｊ１２２（４から６までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２３からＪ１２８まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２９（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びＪ１２９－２（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）に係るものに限る。）及びＪ４００に掲げる特定保険医療材料（区分番号Ｊ００１（５に限る。）、Ｊ００３、Ｊ００３－３、Ｊ００３－４、Ｊ００７－２、Ｊ０１０－２、Ｊ０１７、Ｊ０１７－２、Ｊ０２７、Ｊ０３４、Ｊ０３４－３、Ｊ０３８からＪ０４２まで、Ｊ０４３－６、Ｊ０４３－７、Ｊ０４５（３のイに限る。）、Ｊ０４５－２、Ｊ０４５－３、Ｊ０４７、Ｊ０４７－２、Ｊ０４９、Ｊ０５２－２、Ｊ０５４－２、Ｊ０６２、Ｊ０６２－２、Ｊ１１６－５、Ｊ１１８－４、Ｊ１２２（４から６までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２３からＪ１２８まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、Ｊ１２９（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びＪ１２９－２（２に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）に係るものに限る。）を除く。）
ル　第13部第１節病理標本作製料（区分番号Ｎ００３に掲げる術中迅速病理組織標本作製（１手術につき）を除く。）

6　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として、それぞれ所定点数に加算する。
イ　25対１看護補助体制加算（看護補助者５割以上）　240点
ロ　25対１看護補助体制加算（看護補助者５割未満）　220点
ハ　50対１看護補助体制加算　200点
ニ　75対１看護補助体制加算　160点
7　夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、１日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。
イ　夜間30対１看護補助体制加算　125点
ロ　夜間50対１看護補助体制加算　120点
ハ　夜間100対１看護補助体制加算　105点
8　夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。
9　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、看護補助・患者ケア体制充実加算として、当該基準に係る区分に従い、１日につきそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算３の例により所定点数に加算する。
イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１　25点
ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２　15点
ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３　５点
10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
イ　看護職員夜間12対１配置加算
〔1〕　看護職員夜間12対１配置加算１　110点
〔2〕　看護職員夜間12対１配置加算２　90点
ロ　看護職員夜間16対１配置加算
〔1〕　看護職員夜間16対１配置加算１　70点
〔2〕　看護職員夜間16対１配置加算２　45点
11　リハビリテーション、栄養管理及び口腔（くう）管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、リハビリテーション・栄養・口腔（くう）連携加算として、リハビリテーション、栄養管理及び口腔（くう）管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号Ａ２３３－２に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。
イ　リハビリテーション・栄養・口腔（くう）連携加算１　110点